

技術提案書評価要領

(別記3)

評価項目	評価の着目点		評価			配点			評価点										
			A	B	C	項目別	複数時配分	項目別配分	評価	評価の換算計算	項目別								
											項目別	複数時配分							
技術者	配置予定技術者	管理技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格及びその専門分野の内容	技術士(森林部門または応用理学部門)、認定技術者(建設コンサルタント登録規定第3条第1号口(森林土木部門))又はRCCM(森林土木部門)の資格を有する者	—	左に該当しない	50	20	5								
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	同種業務の実績を有する	類似業務の実績を有する	同種又は類似の業務実績がない										10	
			専任性	専任性	手持ち業務の契約金額及び件数	—	右に該当しない	すべての手持ち業務の契約金額が5億円以上又は手持ち業務が10件以上											5
	配置予定技術者	担当技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格及びその専門分野の内容	測量士の資格を有する	—	左に該当しない	50	20	10								
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	同種業務の実績を有する	類似業務の実績を有する	同種又は類似の業務実績がない											5
			専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	—	右に該当しない	すべての手持ち業務の契約金額が5億円以上又は手持ち業務が10件以上											
	配置予定技術者	照査技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格及びその専門分野の内容	技術士(森林部門または応用理学部門)、認定技術者(建設コンサルタント登録規定第3条第1号口(森林土木部門))又はRCCM(森林土木部門)の資格を有する者	—	左に該当しない	50	10	5								
			専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	同種業務の実績を有する	類似業務の実績を有する	同種又は類似の業務実績がない											5
	ヒアリング	専門技術力の確認	専門技術の確認	実績として挙げた業務の担当分野に、中心的・主体的に参画したことが確認できる	—	左に該当しない	—	25	25	10	5								
		コミュニケーション力	質問に対する応答性	質問に対する応答が明快かつ迅速である	—	左に該当しない	—												10
取組姿勢		業務への取組意欲	業務への取組意欲が旺盛かつ適切な質問、意欲表明がある	—	左に該当しない	—	10												
技術提案書	実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容が簡潔に表現されている	左右に該当しない	目的、条件、内容が簡潔さに欠ける	25	25	5	5									
		実施手順	実施手順の妥当性	業務実施手順が妥当である	左右に該当しない	実施手順に矛盾がある												5	
			業務量把握の妥当性	業務量の把握が適切である	左右に該当しない	業務量の把握が不適切である													5
		その他	重要項目の指摘	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がある	—	—												10	
	全体	的確性	森林情報解析項目間の整合性	森林情報解析項目間の整合性が高い	左右に該当しない	複数の特定テーマ間の整合性が図られていない	50	50	10	10									
		的確性	与条件との整合性	地形、環境、地域特性などの与条件に整合する	左右に該当しない	与条件との整合性が十分でない													10
			キーワードの網羅	必要なキーワードが網羅されている	左右に該当しない	必要なキーワードが網羅されていない													
		実現性	説得力	提案内容に説得力がある	左右に該当しない	提案内容が荒唐無稽である													10
			提案内容の裏付け	提案内容を裏付け類似実績などが明示されている	左右に該当しない	提案内容の裏付けが明らかでない													
	独創性	工学的知見に基づく提案	工学的知見に基づく前例のない提案がある	左右に該当しない	マニュアルに準拠した内容に終始している	10													
見積額の妥当性			見積額及びその内容が本業務を履行する上で、妥当である	左右に該当しない	見積額及びその内容が本業務を履行する上で、妥当でない	10	10	10											
小 計									170										

総合点(170点)

※総合点の最低基準点は6割とする(全審査員平均、170点×60%=102点)

全審査員の総合点を平均して102点に満たない時は不合格とする。